

会計基準変更と退職給付信託の活用について

目次

- I. はじめに
- II. 退職給付会計基準の変更の経緯
- III. 新会計基準変更のポイント
- IV. 新会計基準の企業財務へのインパクトと解決策の整理
- V. 退職給付信託の概要
- VI. 運用版退職給付信託の特徴と効用
- VII. 運用版退職給付信託の運用
- VIII. おわりに

受託運用部 法人資金運用グループ 主任調査役 福岡 総一郎
主任調査役 渡辺 良
主任調査役 植村 誠

I. はじめに

ご存知の方も多いことと思うが、平成 26 年 3 月期以降の決算期から、新たな退職給付会計の改正基準が適用されることとなる。今回の改正は比較的大きな改正であり、大きな財務上のインパクトが想定され、各企業は未認識債務や情報開示について新たな対応を迫られる可能性が高い。本稿では、まず今回の退職給付会計基準の変更までの経緯を再整理し、そのポイントについて解説したい。そのうえで、今回の会計基準変更により各企業が受ける影響を体系的に整理したうえで、それぞれの対応策を検討。その中でも、一つの有効な対応策と考えられる「運用版退職給付信託」の位置づけを明らかにし、その活用方法について論じたいと思う。

II. 退職給付会計基準の変更の経緯

退職給付信託について、深く理解するためには、まず退職給付会計基準について理解を深めることが不可欠であろう。日本の退職給付会計基準導入の歴史は、今から 15 年以上前にさかのぼる。当時バブル崩壊後であった日本では、運用市場の低迷および、超低金利が長期化したことにより、年金資産の運用利回りが予定利率を下回る期間が続いていた。その結果生じた年金の積み立て不足が、大きな問題として認識されるようになっていた。

こういった問題に対応するために、平成 10 年 6 月に、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」「退職給付に係る会計基準」「退職給付に係る会計基準注解」が公表され、

平成 12 年 4 月以降に始まる会計年度から、退職給付会計基準が導入されたのである。それまでの日本においては、企業年金制度では、年金掛金を費用計上する現金ベースの会計処理を行い、退職一時金制度では法人税法に準拠した方法で引当金を計上するという処理を行っていた。

一方で当時の海外はというと、アメリカではすでに発生主義に基づく退職給付に関する会計基準(FAS87 号)が適用されており、国際会計基準審議会(IASB)においても発生主義に基づく会計基準が検討されていた。このような状況から、今までバラバラであった企業年金制度と退職金制度の会計処理方法を統一し、かつ「企業会計においては、退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである」という考え方に立ち「退職給付は基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する」という発生主義に基づいた退職給付会計基準が制定されたのである。

その後、平成 20 年までに改正された内容は、代行返上の実現や、確定拠出年金制度(DC)の導入など、制度を変更した場合の取扱いや前提条件等の設定方法の見直し等、個別事象への対応についてのものが主体であった。しかし、平成 24 年 5 月に国際会計基準(IFRS)との基準共有化(コンバージェンス)を目的とした「即時認識」の導入等、企業に大きなインパクトを与えることが予想される大改正が行われ、平成 26 年 3 月期以降の決算期から適用されることとなった。

Ⅲ. 新会計基準変更のポイント

今回の退職給付会計の改正のポイントは、制度の運営情報をより明確にするための開示項目の充実や、期間帰属方法や割引率・予定昇給率などの退職給付債務等の算出方法の見直しなど、いくつか挙げられるだろう。その中でも、最も重要なのは「即時認識¹⁾」の導入であると考えられる。

改正前の退職給付会計では「遅延認識²⁾」であったため、退職給付制度の積立状態が B/S の数値からはわからず、財務諸表の注記欄に記載されている退職給付に関する資産・債務の変動額のうちの未処理金額や費用の内訳などを併せてみないと状況がわからなかった。今回の改正により「即時認識」が導入されることにより、従来は遅延認識のために B/S に反映されていなかった数理計算上の差異など(「未認識項目³⁾」などともいう)が反映されることとなった。これにより、企業の決算時点における財政状態が、今まで以上に明らかになることから、「わかりやすさ」という観点からは投資家にとって良いことといえるかもしれない。

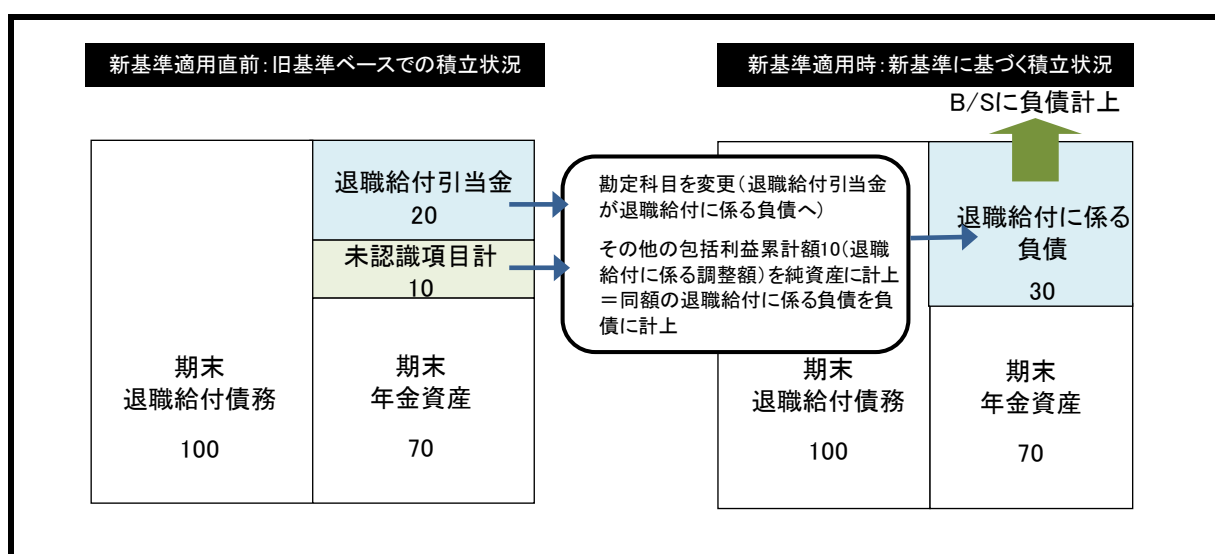
¹ 期中の退職給付債務や制度資産の変動がすべて B/S に反映されること。

² 退職給付会計において発生した過去勤務費用、数理計算上の差異、会計基準の変更時差等について、発生年度に即時処理せず、一定年数に分割して費用処理すること。

³ 退職給付会計上の過去勤務費用、数理計算上の差異、会計基準変更時差異のうち、期末時点ではまだ費用処理されず、翌期以降に繰り延べられている額をまとめた総称。

しかしながら、従来反映されていなかった金額を B/S に計上するため、数理計算上の差異の金額分だけ企業の資本勘定が変動することになる。また会計基準変更時以降も市場環境の変化を受けて資産・負債が変動するため、その影響を受けて資本が每期変動する可能性が高まることになる。つまり、市場環境の変動が退職給付会計を通じて、企業の財務数値に大きなインパクトを与え、企業の財政状態が不安定化する可能性が高まったということもできよう。

図表 1：即時認識のイメージ図



出所：三菱UFJ信託銀行作成

一方、費用処理は従来通り「遅延認識」であるため、B/S で即時認識された損益がその後の決算期の P/L で「遅延認識」されることとなる。本稿では、説明を省略するが、この B/S の即時認識と P/L の遅延認識の調整においては、かなり複雑な処理が行われる。一般の投資家にとってはわかりにくく、誤解を招く可能性もあることから、今後の退職給付会計の課題といえるだろう。

IV. 新会計基準の企業財務へのインパクトと解決策の整理

1. 企業財務へのインパクト

前項で市場環境の変化が、新たな会計基準の変更を通じて、企業に与える財務インパクトを拡大させるという話をしたが、これをもう少し具体的に二つの変更ポイントで論じてみたい。まず一つ目は、「未認識項目の顕在化」の影響についてである。「未認識項目の顕在化」は B/S 上の影響が出るわけであるが、未認識項目が借方差異の場合、それをオンバランス化することにより、負債計上額が拡大する(=自己資本は減少)。

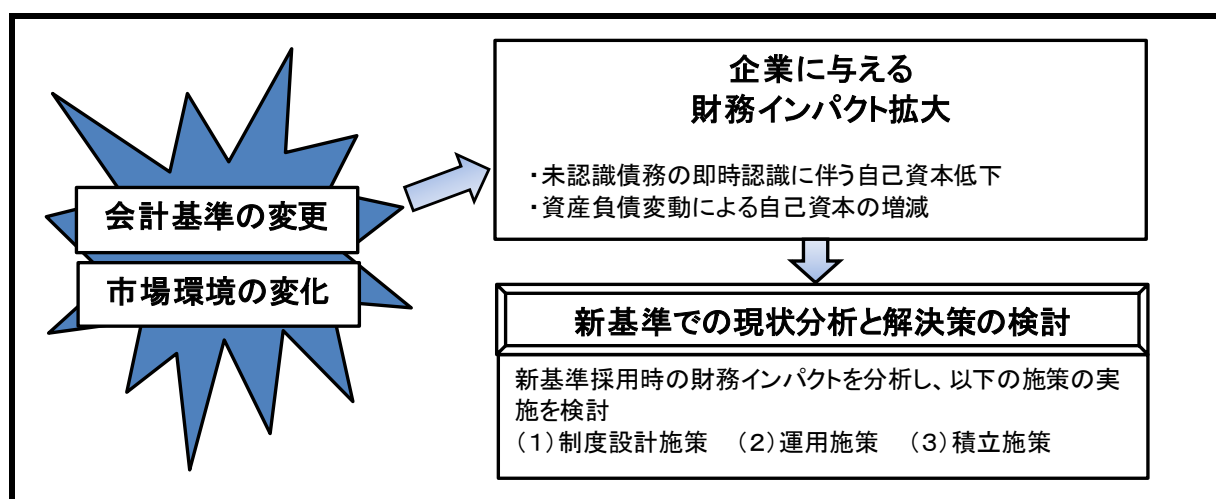
なお、当然のことながら自己資本に対する未認識債務の比率が高いほど、そのインパクトは大きくなる。そして、二つ目は「退職給付債務の算出方法変更」であるが、債務の増

減および $B/S \cdot P/L$ の両面の影響を考える必要がある。例えば、債務が増加する場合、 B/S 上、債務の増加は利益剰余金で調整され、自己資本が減少する。一方、 P/L 上は将来の給付額は不変のため、債務の増加は今後の退職給付費用で相殺され、退職給付費用は減少見込みとなり、営業利益改善要因となる(債務が減少する場合はその逆)。なお、自己資本に対する年金資産と退職給付債務の比率が高いほど、資産・債務の変動のインパクトは大きくなる。

2. 解決策の整理

それでは、ここで各企業はこういった財務インパクト拡大に対して、どのような対策を打てば問題を解決できるのか考えてみたい。まず、解決の方向性としては大きく(1)制度設計施策の実施(2)運用施策の実施(3)積立施策の実施という三つの方法が考えられる。

図表 2：新会計基準のインパクトと解決策の概念図



出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

(1)～(3)とも、コスト構造の改善が見込まれ、(1)(2)ではさらに、実施によりリスク改善の効果が期待できる。

各施策の具体例を以下に記載する。

(1) 制度設計施策の実施

① 給付水準の引き下げ

具体的には、退職金水準の引き下げや、終身年金の廃止や給付利率の引き下げといった年金支給条件の見直しを行うことにより、退職給付債務の削減や退職給付費用・掛金負担が軽減される。但し、実行するためには通常、労使間の合意が必要であり時間がかかる。

②確定拠出年金の導入(DC)

確定拠出年金制度を導入することにより、退職給付債務が消滅(一部導入の場合は削減)し、負債変動リスク・資産運用リスクが削減される。但し、従業員へのリスクの移転であり、コストが下がるわけではない。

③キャッシュバランスプラン⁴の導入

通常の制度の場合、給付見込額が不変であるため、割引率の低下によって退職給付債務は増加するが、キャッシュバランスプランを導入することにより、金利低下により給付見込額が減少することから、割引率が低下したときの退職給付債務の増加幅を抑制することができる。但し、実行するためには通常、労使間の合意が必要であり時間がかかる。

(2)運用施策の実施

①投資資産・戦略の多様化

伝統四資産と呼ばれる内外株式・債券以外に不動産やヘッジファンドなどを組み入れたり、新たにスマートベータ⁵といわれる新しい運用戦略を採用することにより、期待収益を維持しつつ、運用リスクを抑制することができる。

②目標運用収益率の引き下げ

年金における将来の給付原資は、掛金および運用収益により確保することになるが、掛金負担を増加させることにより、給付原資の確保のために運用収益に依存する部分が減少し、目標運用収益率の引き下げと運用リスク抑制が達成される。

③負債連動投資(LDI)の導入

退職給付債務は金利(割引率)の変動によって増減する性質を持つことから、長期債券運用等を組み入れることにより、デュレーション等の金利感応度をコントロールし、資産と負債を同調させる。これにより、資産・負債のミスマッチリスクを抑制することができる。但し、実施のタイミングについては、市場の金利水準を勘案しながら慎重に検討する必要がある。

⁴ 確定給付制度の長所である一定の給付保証性を維持しつつ、確定拠出制度の特徴である個人別残高を持つ仕組み。給付額は、加入から退職までの期間、規約に定める持分付与額、指標に基づく利息付与額を累計し、退職時に累計額を年金・一時金として給付する。

⁵ 従来の時価総加重インデックスの問題点に対する解決策として登場したインデックス。従来の時価総加重インデックスよりも効率性が高く、リスク抑制やリターン追求など多様な目的に対応が可能。また、スマートベータの活用により、従来型運用の枠組みでは得られない効果の獲得が期待できる。

④株式版退職給付信託の見直し

過去に積立不足の圧縮を図る目的で、持ち合い株式等を活用して、「株式版退職給付信託」を設定していた場合、当該保有株式を売却して、その売却資金を年金掛金へ振替えたり、後述の「運用版退職給付信託」を設定することにより、保有株式の価格変動リスクを回避し、運用リスクを抑制することができる。

(3) 積立施策の実施

①年金掛金の増額

特例掛金の積立、過去勤務債務償却期間の短縮などで年金掛金を増額することにより、積立の増加と退職給付費用の圧縮をすることができる。

②運用版退職給付信託の設定

信託設定による退職給付債務のオフバランス化と期待運用収益の向上を実現することができる。

以上のように、企業の状況や目的に応じて様々な解決策が考えられる。次項では紹介した解決策の中でも、有効な手段として考えられる「退職給付信託」について説明していきたい。

V. 退職給付信託の概要

退職給付信託の設定は、企業が従業員に対する退職一時金または退職年金の支給のために、金銭または有価証券を信託の形で拠出することにより、その支払に備えることを目的として行われるものである。

退職給付信託は、前述の退職給付会計基準により発生する積立不足(退職給付債務と引当年金資産の差)を信託への拠出という形で速やかに圧縮し、従業員の退職給付についての十分な支払準備を行うことを目的としている。同じ信託への拠出でも、基本的に制度に基づく計画的な掛金でしか処理ができない企業年金とは大きく異なる特徴を持つ。

なお、退職給付を目的とした信託契約については、①「当該信託が退職給付に充てられることが退職金規定で確認できること」、②「信託財産は退職給付に充てることに限定した他益信託であること」、③「事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還および受益者に対する詐害的行為が禁止されていること」、④「信託財産の管理・運用・処分については受託者が信託契約に基づいて行うこと」これらすべての要件を満たさねばならない点は注意が必要である。

また、退職給付信託の財産は、会計上は年金資産となり、退職給付会計が適用されるが、税制面においては、通常の年金資産のような非課税措置はなく、運用収益は課税対象となる点には留意する必要がある。

VI. 運用版退職給付信託の特徴と効用

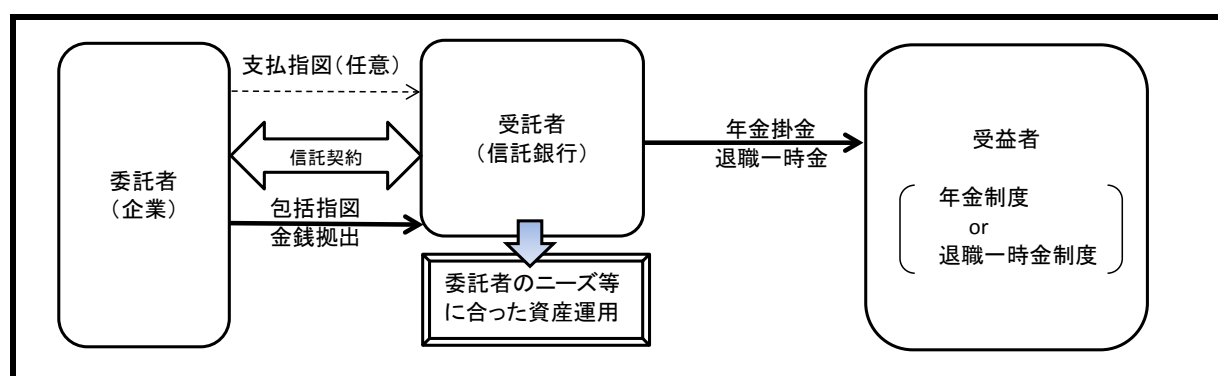
1. 運用版退職給付信託の特徴

退職給付会計導入当初は、会計基準変更時差異の削減を狙い、企業間の持ち合い株式を抛出する株式版退職給付信託が中心であった。しかしながら、時間の経過とともに抛出している株式配当金の積み上がりや、持ち合い解消に伴う信託内の株式売却などにより、同信託内において金銭が増加する傾向があった。これらの金銭を用いて運用を行い、期待運用収益を計上(株式版退職給付信託は運用を行わないため、期待運用収益を計上しないことが一般的)し、P/Lを改善しようという動きに加えて、ここもとの金銭保有額の増加を背景に、当該金銭の有効活用および主に退職一時金にかかる退職給付引当金の削減等を目的とした、金銭の抛出による運用版退職給付信託を設定する動きが活発化してきた。

運用版退職給付信託は、株式版退職給付信託と異なり、設定した信託内で積極的に資産運用を行う。運用版退職給付信託を導入する企業は、退職給付信託という仕組みそのものが持つメリットを享受しながら、それぞれのニーズに合わせた運用目標と許容できるリスクを考慮して運用を委託することになる。

運用版退職給付信託の仕組みとしては、以下の図の通りであり、委託者(企業)が受託者(信託銀行)と信託契約を締結し、金銭を抛出して退職給付信託を設定する。信託銀行は、企業のニーズに合った形での資産運用を行い、受益者(年金制度や退職一時金制度)に対して年金掛金や退職一時金を支払う。

図表 3：運用版退職給付信託の概要図



出所：三菱UFJ信託銀行作成

また、運用版退職給付信託は、運用方法の分類上も区別されており、その対象財産の範囲については、企業がどの程度指図を行うかによる。運用版退職給付信託は委託者が運用対象を一定の範囲で定め、受託者である信託銀行がこの指定の範囲内で具体的な運用対象を選ぶことになるため、指定運用の信託(但し、金銭だけでなく有価証券等による委託を行う場合は、指定包括信託)となる。なお、株式版退職給付信託は委託者が運用方法を特定し、かつ株式等の有価証券を委託することから、特定包括信託となる。

2. 運用版退職給付信託導入の効用

それでは次に、運用版退職給付信託を導入した場合の効果について整理をしていきたい。株式版退職給付信託と被る部分もあり、また、効果については当然のことながら、導入する企業の事業環境や財務状況によってその程度は異なるが一般的には以下の効果が期待される。

(1) 退職給付引当金の圧縮による財務体質改善

信託設定財産と退職給付引当金が両建てでオフバランスされることにより B/S がスリム化し、自己資本比率や ROA が改善する。

(2) 期待運用収益の計上による退職給付費用削減

信託設定により会計上の年金資産が増加し、期待収益が増加する。それを計上することで、退職給付費用が削減され、営業利益が改善される。

(但し、株式版の場合は期待運用収益を計上しないことが一般的)

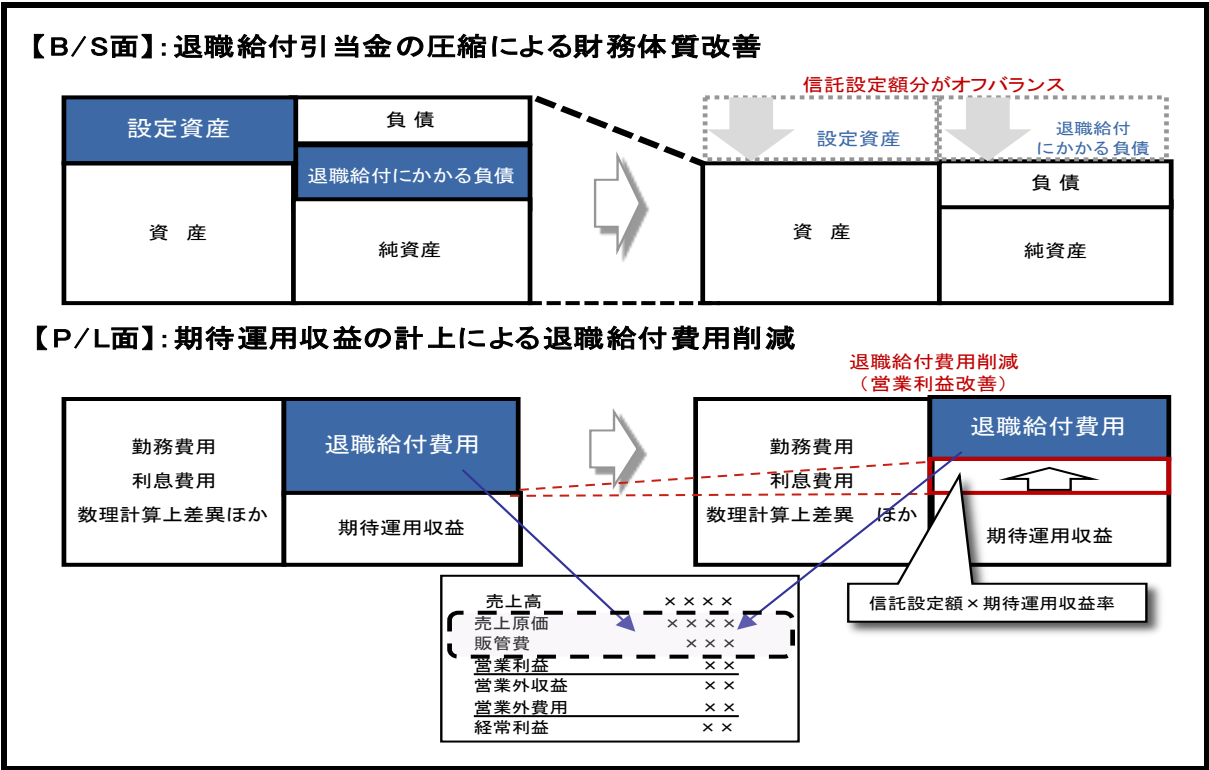
(3) 退職給付にかかる資金負担の平準化

資金繰りの状況に応じて、退職給付信託からの支払いと会社からの支払を使い分けることにより、退職給付に係る会社からの資金負担(キャッシュアウト)を平準化することができる。

(4) 退職給付資金の社外確保による従業員の安心感とロイヤルティの向上

従業員にとっては労働債権である退職給付にかかる資金を事業リスクから乖離させることにより、従業員の安心感とロイヤルティを向上させる。

図表 4：運用版退職給付信託の設定による効果



出所：三菱UFJ信託銀行作成

企業の手元資金の活用という観点で、その他の手段と比べてみると、運用版退職給付信託の設定が、特に財務面(B/S、P/L)・人事面においてメリットが大きいことがお分かりいただけるだろう。

図表 5：企業の手元資金活用方法の比較



出所：三菱UFJ信託銀行作成

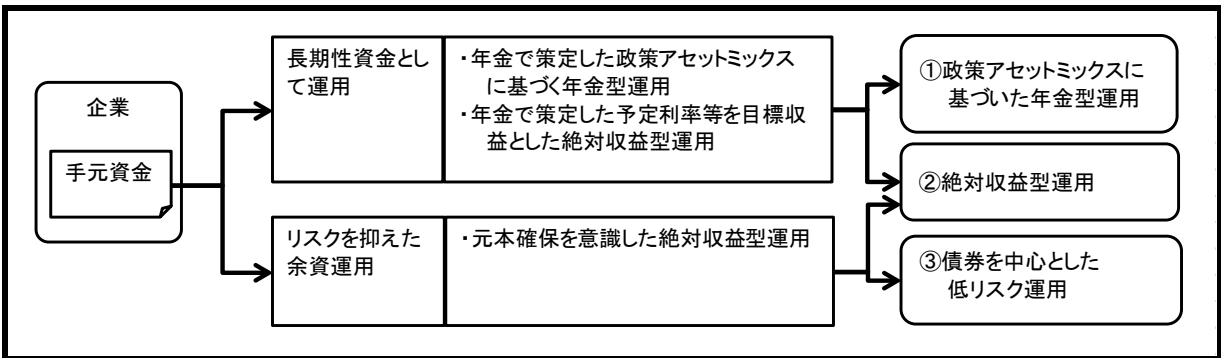
Ⅶ. 運用版退職給付信託の運用

運用版退職給付信託における運用手法の選択に当たって最も重要なのは、運用の基本方針を策定することである。

退職給付信託として設定する資金の性質に鑑み、その資金性質に合った運用成果を追求する手段として、どのような運用手段が望ましいかを検討し決定する必要がある。退職給付信託の設定資金の性質は「年金同様の長期性資金」と「余剰資金」の二つに大別されよう。これらの資金性質に対応し運用手法を選択することになるが、考えられる手法は①政策アセットミックスに基づいた年金型運用、②絶対収益型運用、③債券等を中心とした低リスク運用である。③の債券を中心とした低リスク型運用については、国内債券ラダー型運用や、最近では、LDI (Liability Driven Investment) 運用が含まれる。この LDI 運用は、負債連動投資とも呼ばれ、割引率の変動に応じた退職給付債務の変動という負債側の動きに対して、資産側の増減の動きも、負債側のデュレーションに合わせて資産側のデュレーションを合わせるによりマッチングさせることが可能なものになる運用である。

「年金同様の長期性資金」については、退職給付信託の検討に関わる関係者の目線が統一しやすく、既存の企業年金との整合性がとりやすい①政策アセットミックスに基づいた年金型運用が選定されやすい。上場企業の期待運用収益率の分布状況を分析すると、2.0%以上2.5%未満が最も多く、それに見合った運用利回りが実現できるようなミドルリスク・ミドルリターン運用が選好されるものと思われる。一方、「余剰資金」については、現在設定している株式版退職給付信託のボラティリティーの高さを問題視する場合や、期待収益率の向上を目指す場合に、②絶対収益型運用、③債券等を中心とした低リスク運用が選定されやすいだろう。

図表 6：資金性質と運用手法の整理



出所：三菱 UFJ 信託銀行作成

VII. おわりに

本稿では、企業の立場から、退職給付会計基準の導入によりどのような影響があり、その影響に対する解決策を紹介し、その中でも退職給付信託にスポットをあてて論じてきた。

今回の新会計基準のインパクトの大きさについてはご認識いただけたと思うが、それに対する解決策もまた、多数存在するということも同時にご認識いただけたことと思う。つまり、企業の財務状況や今後の市場環境をどのように考えるかによって、その解決策は各企業の数だけ存在するのである。

したがって、まずは新基準での他社との比較や市場環境が変化した場合のシミュレーション等、財務分析をしっかりと実施し、全体の状況を見たうえで解決策を検討していくべきであろう。そういった意味では、分析から解決策の提案、施策の実施・運営・管理まで、すべてワンストップで対応できる信託銀行は、企業の良きパートナーになれるのではないかと考える。

最後になるが、本稿が皆さまの今後の助力となれば幸いである。

(平成 26 年 2 月 18 日 記)

※本稿中で述べた意見、考察等は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではない

【参考文献】

- ・「退職給付会計はこう変わる！」
三菱 UFJ 信託銀行 退職給付会計研究チーム 東洋経済新聞社
- ・「進化する年金運用」
三菱 UFJ 信託銀行編 日本経済新聞出版社
- ・「信託の法務と実務 5 訂版」
三菱 UFJ 信託銀行編 きんざい
- ・社団法人 信託協会ホームページ

本資料について

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ここに記載されているデータ、意見等は弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承下さい。
- 弊社はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等について、賠償責任を負うものではなく、投資家の弊社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読み下さい。

編集発行：三菱UFJ信託銀行株式会社 受託財産企画部
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 Tel. 03-3212-1211（代表）